別紙（第１条関係）

モビリティデータ等連携基盤構築業務委託仕様書

１　業務名称

モビリティデータ等連携基盤構築業務

２　業務目的

本業務は、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、デジタル技術を活用し、青森市営バス、青森市市バス、青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」（以下、「青森市所管の路線バス」という。）におけるＡＯＰＡＳＳや現金乗車の乗降データ、路線ごとの運行情報等の既存の公共交通機関の利用状況や携帯電話のＧＰＳ位置情報データから得られる人流データ等の収集及び公共交通の現状分析等を行い、社会情勢の変化に対応した持続可能な公共交通の在り方を検討するもの。

３　用語の定義

本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「モビリティデータ」とは、青森市所管の路線バス及びデマンド型交通等の乗降データをはじめとする、移動に関連するデータいう。

（２）「ダッシュボード」とは、複数のデータソースやレポート等を数値やグラフ、チャートで可視化して出力できるツールをいう。

４　委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

５　業務内容

（１）モビリティデータ等連携基盤の構築

受託者は、以下の仕様に沿ったモビリティデータ等連携基盤（以下、「連携基盤」という。）を構築し、青森市へ提供すること。

また、提供する連携基盤は、ブラウザ上のシステムとし、年間約 700 万件の乗降データに、路線データ、系統データ及び人流データ等の各種データを統合し、分析を自動化できるシステムとすること。

なお、今後、青森市における整備済み若しくは整備予定の他データ基盤との連携等を可能にするため、外部のサービス及びシステムとのデータ接続性を担保すること。

①分析データの取得、調達支援及び更新

受託者は、連携基盤で活用する分析データについて、その調達実務（データホルダーとの仕様調整、利用契約の締結等）及び調達した分析データの連携基盤への取込・更新作業を行うこと。

また、外部で保有しているデータを取得する際、青森市においてそのデータ取得に係

る調整等を行うことが望ましい場合、受託者は、そのデータ取得に係る調整等の支援を行うこと。

なお、連携基盤で活用する分析データについては、別紙１の内容を想定しているが、別紙１の内容以外のデータを取り込むこともあり得る。

②現金乗車データの取得

受託者は、青森市所管の路線バスのうち、青森市市バス（19 台）及び青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」(5 台）における現金利用者の乗降実態を把握するため、同車両における現金乗車データの取得を行うこと。

また、受託者は、その取得にあたり、人流センサをはじめとした乗降記録等を計測する機器（以下、「乗降記録計測機器」という。）を用いる場合、その調達と設置を行うこと。

なお、車両 1 台当たりの乗降記録計測機器の台数及び必要な合計台数については、青森市と協議の上、決定するものとする。

その他に、受託者は、取得した現金乗車データについて、連携基盤の分析データとして活用すること。

③ダッシュボード機能の作成

受託者は、別紙１に掲げる各種データについて分析できるダッシュボード機能を作成すること。

なお、その具体的な機能については、別紙２に掲げる（Ⅰ）から（Ⅳ）を想定しているが、本業務の目的を踏まえた機能追加がある場合、それを妨げない。

また、ダッシュボード機能については、青森市の地図上にバス路線経路、人口分布、及び施設情報等を重ねて表示し、且つ、別紙２に掲げる各機能を連携させることで、青森市所管の路線バス及びデマンド交通等に関する需要・供給状況や人の移動状況等を面的に分析できるものとすること。

④連携基盤のプロトタイプ作成及び機能改善

受託者は、連携基盤の構築に当たり、完成品を作成する前に、完成品と同等のプロトタイプを作成し、その試験運用を青森市に実施させること。

なお、プロトタイプを作成に当たっては、その運用開始前後に関わらず、青森市の求めに応じて、ダッシュボードの操作性・視認性の改善やチャートの追加等の機能改善を委託期間中、継続的に行うこととする。

なお、機能改善に当たっては、連携基盤利用者のユーザビリティに関わる内容であることから、その対応等について、青森市と協議の上、作業を行うこと。

⑤アクセスアカウントの発行

受託者は、連携基盤へのアクセスアカウントを発行すること。

なお、発行するアカウントの数量や管理等については、次のとおりとする。

（Ⅰ）アカウント発行対象者は、青森市都市整備部都市政策課交通企画チーム職員及び青森市企業局交通部管理課職員とする。

（Ⅱ）発行アカウント数は、２０アカウント以上とする。

（Ⅲ）発行するアカウントについては、複数の利用者がそれぞれのアカウントから連携基盤へ同時にアクセス可能なものとし、その同時接続数は、２０アカウント以上とする。

（Ⅳ）発行されたアカウントの管理については、発行対象者の所属別や利用者別に管理できるものとすること。

⑥連携基盤利用環境等の維持管理

連携基盤（プロトタイプ）の運用に関して、受託者は監視等を適切に実施し、契約期間中、正常に利用できるよう連携基盤利用環境等を維持管理すること。

また、質問へのサポート対応や障害発生時の問い合わせ窓口として、電話及び電子メールにより即時対応できる要員を配置すること。

なお、メンテナンス作業等により利用不可となる場合、事前に青森市へ連絡すること。

（２）連携基盤利用者への支援

①操作マニュアルの作成

受託者は、連携基盤におけるテーブル操作やダッシュボード機能の操作等に関し、操作マニュアルの作成を行うこと。

なお、操作マニュアルについては、内容の変更が生じた場合は改訂すること。

②連携基盤利用者への機能・操作説明

受託者は、連携基盤利用者である青森市職員がデータ分析を円滑に行えるよう、連携基盤の機能や操作方法等に係る説明会を実施すること。

③公共交通の利用実態や公共交通利用促進に向けた広報等の提案

受託者は、連携基盤による分析結果を踏まえ、青森市所管の路線バス及びデマンド型交通等の利用実態のほか、市民や観光客等来街者へマイバス意識を醸成させ、公共交通の更なる利用促進に繋がる内容等について、市民に分かりやすい内容で作成した広報等を青森市へ提案すること。

④シミュレーションに基づく交通政策や移動需要予測等の提案

受託者は、連携基盤の分析データや分析結果を踏まえたシミュレーションを行い、そのシミュレーション結果に基づき、ダイヤ改正案、路線統廃合案及び代替交通モードの

導入地域の特定等の交通政策や公共施設の移転による移動需要予測等について、青森市へ提案すること。

６　実施状況

（１）業務工程表の提出

契約締結後、受託者は業務工程表を作成し、速やかに青森市へ提出すること。

なお、青森市は、連携基盤の導入スケジュールについて、次の内容を想定している。

【導入スケジュール】

・令和７年 12 月：連携基盤（プロトタイプ）の完成、青森市へ提供開始

・令和８年１月：連携基盤（プロトタイプ）によるデータ分析作業を開始
青森市へ分析結果の提示、連携基盤完成、成果品の納品完了

（２）実施状況の報告

本業務を円滑に履行するため、受託者は青森市と定期的に協議を実施すること。

また、青森市は受託者に対し、業務の実施状況の報告を求めることができる。

なお、協議を実施した場合は、業務の指示及び協議事項について、後日確認できるよう内容等を記録した記録書を作成し、３営業日以内に提出すること。

（３）業務完了の通知

業務完了の通知は、青森市が指定した様式によるものとし、業務実績報告書（任意様式）を添付すること。

７　成果品

（１）成果品目

本業務で得られた成果品は青森市に帰属するもとし、青森市の許可なく使用及び流用してはならない。

なお、本事業における成果品目は、以下の表のとおりとする。

成果品目

No.	項目	規格等	数量
1	実施報告書	PPT/WORD/PDF 形式	１式
2	アクセスアカウント	-	協議の上、決定
3	操作マニュアル	WORD/PDF 形式	１式
4	乗降記録計測機器	協議の上、決定	協議の上、決定
5	動画等	公共交通の利用実態や利用促進に向け、市民へ広報するもの。 媒体や内容は、協議の上、決定。	１式

（２）納入場所

青森市役所 都市整備部 都市政策課が指定した場所

（３）秘密の保持

本業務に関し、受託者が青森市から受領・閲覧したデータ及び資料等は、青森市の了解なく公表し、又は第三者へ提供をしてはならない。

また、本業務で知り得た青森市の業務上の秘密を保持しなければならない。

８　特記事項

（１）個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、安全管理措置を講じなければならない。

また、個人情報の保護に関する法律の規定を遵守しなければならない。

（２）再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ書面により青森市の承諾を得たときは、この限りではない。

（３）その他

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、青森市と受託者が協議し決定する。